

高等学校等就学支援金 高校生等・新修学支援金 (申請手続き)

【新入生等用】

※新入生の方、これまで受給資格を得ていない方はこの資料を使用して下さい。

- このリーフレットは、高校生等の学びを支えるための授業料支援である「高等学校等就学支援金」や「高校生等・新修学支援金」を受給するための申請手続きの案内です。
- 申請者は、生徒の皆さんです。プライバシーへの配慮が必要な書類なので、自宅に持ち帰って手続きをしてください。
- 必要があれば、保護者の方や信頼できる方に相談しながら手続きをしてください。



大切なお知らせ

令和8年度（2026年度）版

高校生の「授業料支援制度」 が新しくなります。



高等学校等の授業料支援制度の改正により、所得制限が撤廃され、多くの方が**授業料の支援**を受けることができるようになりました。



申請手続きが必要です。支援を希望される方は、学校からの案内に従って、申請手続きを行ってください。

※なお、一部対象外となる場合もあります。詳細は2枚目以降をご確認ください。

以下の支援制度で新たに高等学校等の学びを支えます。

授業料の支援

高等学校等就学支援金【新制度】

世帯年収に関わらず高等学校等に通う日本人等の生徒を対象に、授業料を支援する制度です。

※日本国籍以外の方については、国籍・在留資格等の要件があります。詳しくは3ページ目をご確認ください。

※高等学校等就学支援金【新制度】が対象外の方についても、授業料の支援制度があります。詳しくは、4ページをご確認ください。

対象となる学校種は次のとおりです

高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校

（参考）授業料以外の支援

高校生等奨学給付金

教科書費、教材費など、授業料以外の教育費を支援する返還不要の給付金制度です。詳しくは、高校生等奨学給付金のリーフレットをご確認ください。

本制度は、家庭の状況にかかわらず、すべての意思にある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、その授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。社会全体の負担より、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境を整備し、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。



文部科学省のwebサイトには、制度の最新・詳細情報などを掲載しています。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



高校生等への修学支援

検索



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/index.htm

高等学校等就学支援金【新制度】



高等学校等就学支援金について

令和8年度（2026年度）から高校生の授業料支援の対象者の範囲が広がりました。返済は不要です。申請後、**日本国内に住所を有し、国籍・在留資格等の要件が認められ**、受給資格を得ると授業料に対し高等学校等就学支援金が支援されます。

支援額の例 （支給上限年額）

国立高校（全日制等）：11万5200円、私立高校（全日制等）：45万7200円
公立高校（全日制等）：11万8800円、私立高校（通信制）：33万7200円
※ 学校種により異なります。



学校により、高等学校等就学支援金の支給決定までの間、授業料を徴収し、就学支援金相当額を後日還付する場合があります。なお、経済的に困難な家庭に対しては、授業料徴収の猶予措置等を利用できる場合もあります。詳細は学校へお問い合わせください。

生徒等の在留資格のに関する要件

国籍・在留資格等の要件

**高等学校等（外国人学校を除く）※に在学し、
日本国内に住所を有する者のうち日本国籍を有する生徒等**

- ※ お住いの都道府県によって必要書類が異なる場合があります。
- ※ 高等学校等（外国人学校を除く）とは、高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校



申請方法

【オンライン申請】

e-Shienにおいて、オンライン申請が可能です。学校から配布されたログインID通知書を参照の上、申請を行ってください。※ 学校・学校の所在する都道府県から別の案内がある場合は、その指示に従ってください。



高等学校等就学支援金

お問い合わせ
について



学校または都道府県へお問い合わせください。

公立

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292209.htm



私立

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292214.htm



高等学校等就学支援金【新制度】

高等学校等就学支援金について

令和8年度（2026年度）から高校生の授業料支援の対象者の範囲が広がりました。返済は不要です。申請後、**日本国内に住所を有し、国籍・在留資格等の要件が認められ**、受給資格を得ると授業料に対し高等学校等就学支援金が支援されます。

支援額の例 (支給上限年額)

国立高校（全日制等）：11万5200円、私立高校（全日制等）：45万7200円
公立高校（全日制等）：11万8800円、私立高校（通信制）：33万7200円
※ 学校種により異なります。



学校により、高等学校等就学支援金の支給決定までの間、授業料を徴収し、就学支援金相当額を後日還付する場合があります。なお、経済的に困難な家庭に対しては、授業料徴収の猶予措置等を利用できる場合もあります。詳細は学校へお問い合わせください。

生徒等の在留資格のに関する要件

国籍・在留資格等の要件

**高等学校等（外国人学校を除く）※に在学し、日本国内に住
所を有する者のうち日本国籍以外の方で、以下の在留資格等
を有する生徒等**

- ①特別永住者 ②永住者 ③日本人の配偶者等
- ④永住者の配偶者等
- ⑤定住者のうち将来永住する意思があると認められた者
- ⑥家族滞在のうち日本の小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

必要書類

生徒等の以下のいずれかの書類
・住民票の写し（原本）
・特別永住者証明書の写し（コピー）
・在留カードの写し（コピー）

（家族滞在は以下の書類も提出）
・日本の小学校及び中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書

※ お住いの都道府県によって必要書類が異なる場合があります。

※ 高等学校等（外国人学校を除く）とは、高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校



申請方法

【書類申請】

受給資格認定申請書に生徒本人の上記記載の必要書類を添付して学校に提出ください。

※ 申請書等は、学校・学校の所在する都道府県からの案内や指示に従ってください。



高等学校等就学支援金

お問い合わせ
について



学校または都道府県へお問い合わせください。

公立

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292209.htm



私立

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292214.htm

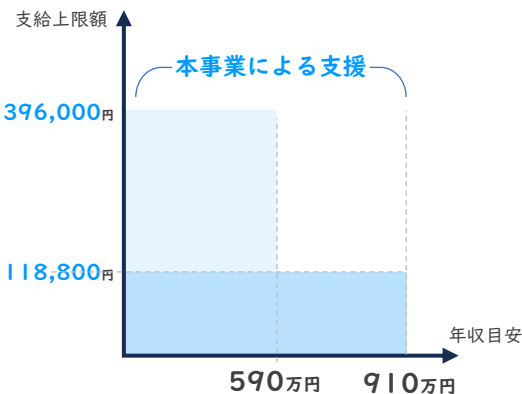


就学支援金新制度対象外となる生徒等への支援

新入生（留学生を除く）

令和8年4月以降に入学する生徒のうち、旧制度の就学支援金であれば、支給対象となりうる**年収約910万円未満**の世帯に属する生徒（※留学生を除く）は、**高校生等・新修学支援金**の対象となります。授業料に対し、所得に応じて**年額上限39万6,000円**の支援金が支給されます。

国籍・在留資格等の要件	必要書類
令和8年4月1日以降に入学した者のうち新制度対象外の者 （在留資格が留学を除く） （例） ①在留資格が定住者であるが、日本への永住の意思がない者 ②在留資格が家族滞在であるが、日本の小・中学校を卒業していない者、または、日本に定着の意思がない者 ③外国人学校に在籍する者（日本国籍含む）等	生徒等の以下のいずれかの書類 ・住民票の写し（原本） ・特別永住者証明書の写し（コピー） ・在留カードの写し（コピー）



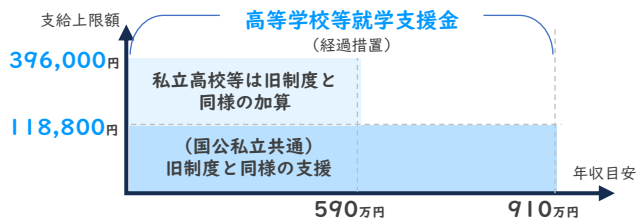
在校生（留学生を含む）

○令和8年3月31日以前から高等学校等※に在籍する生徒等（在校生）のうち、高等学校等就学支援金【新制度】を対象外になった方

①年収約910万円未満の世帯に属する生徒等

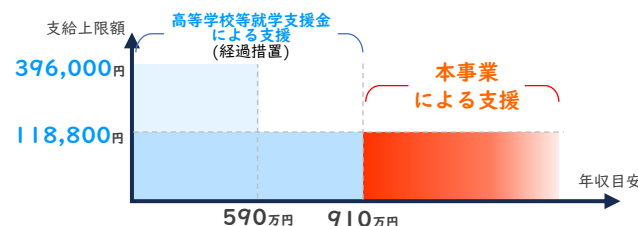
旧制度の就学支援金において**年収約910万円未満の世帯に属する在校生（留学生を含む）**については、**（経過措置）高等学校等就学支援金【旧制度】**の対象となります。授業料に対し、所得に応じて**年額上限39万6,000円**の支援金が支給されます。

【経過措置】新制度対象外となる在校生（留学生を含む）が対象



②年収約910万円以上の世帯に属する生徒等

旧制度の就学支援金において所得制限を受けていた**年収約910万円以上の世帯に属する生徒等**については、**高校生等・新修学支援金**の対象となります。授業料に対し、所得にかかわらず**年額上限11万8,800円**の支援金が支給されます。



国籍・在留資格等の要件	必要書類
新制度対象外の者のうち令和8年3月31日時点で高等学校等就学支援金の受給資格を有している者 （例） ①在留資格が定住者であるが、日本への永住の意思がない者 ②在留資格が留学等の者 ③外国人学校に在籍する者（日本国籍含む）等	生徒等の以下のいずれかの書類 ・住民票の写し（原本） ・特別永住者証明書の写し（コピー） ・在留カードの写し（コピー）

※ 高等学校（全日制・定時制・通信制）、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、海上技術学校、外国人学校



申請方法

【書類申請】

受給資格認定申請書に生徒本人の上記記載の必要書類を添付して学校に提出ください。

※ 申請書等は、学校・学校の所在する都道府県からの案内や指示に従ってください。

高等学校等就学支援金【新制度】

【日本国籍の生徒等（オンライン申請用）】

- 学校によって、日本国籍の方は、オンライン申請が利用できる場合があります。
- 学校からID・パスワードの案内があった場合には、以下のURLからアクセスし、手続きを行ってください。
- プライバシーへの配慮が必要な書類なので、自宅に持ち帰って手続きをしてください。

●e-Shienオンライン申請システム



<https://www.e-shien.mext.go.jp/eshien-s-web/login/login>

●e-Shienオンライン申請システム利用マニュアル



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01753.html

高等学校等就学支援金【新制度】 高校生等・新修学支援金

【日本国籍以外の生徒等（同時・書類申請用）】

- 日本国籍以外の生徒等は、書類による申請となります。
- 学校から案内に従って、次のページからの書類に必要事項を記入し、必要な書類を添付して、学校の事務室に、申請書類を提出してください。
- プライバシーへの配慮が必要な書類なので、自宅に持ち帰って手続きをしてください。

様式 I (高等学校等就学支援金、高校生等・新修学支援金 同時申請用)
【外国人学校以外・日本国籍以外の方用】

外国人学校以外・日本国籍以外の方用

高等学校等就学支援金・高校生等・新修学支援金
同時・申請手続き書類

国籍が「日本国以外」であって、高等学校等就学支援金・新制度の対象外になる可能性のある生徒の方は、以下の書類を提出ください。提出の際は、ホッチキスなどで綴じてバラバラにならないよう提出ください。

- ☐ 高等学校等就学支援金 受給資格認定申請書(様式 I-1)
- ☐ 高校生等・新修学支援金申請意向及び同意について(様式 I-2)
- ☐ 高校生等・新就学支援金 受給資格認定申請書(様式 I-3)

【留意事項】

- 1 手続き書類の記入は必ず自宅で行ってください。
- 2 申請書類を封筒に入れて、学校の事務室に提出してください。

年 月 日

殿
高等学校等就学支援金 受給資格認定申請書

高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。

（次の事項を必ず確認の上、両方の口にレ印を付けてください。）

- ☐ この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- ☐ この申請書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな				
生徒の氏名	姓		名	

生徒の生年月日	年 月 日
生徒の住所	〒 都道府県 市区町村
保護者等の電話番号	
保護者等の電子メールアドレス	
生徒が在学する学校の名称	

【1. 高等学校等の在学期間について】

- ※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。
- ・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
 - ・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 立	年 月 日 ～ (うち支給停止期間等) 年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	年 月 日 ～ 年 月 日 (うち支給停止期間等) 年 月 日 ～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科

【2. 生徒の国籍・在留資格・在留期間等について①】

（次の該当する□にレ印を付けてください。）

（１）生徒本人の国籍を以下のとおり申請します。

①	☐	日本国
②	☐	日本国以外

（上記（１）で②「日本国以外」を選択した場合は、次の該当する□にレ印を付けてください。また、必要事項を記入ください。）

（２）生徒本人の在留資格・在留期間等を以下のとおり申請します。

③	☐	特別永住者				
④	☐	永住者				
⑤	☐	日本人の配偶者等	在留期間 (満了日)	(西暦) 年 月 日		
⑥	☐	永住者の配偶者等				
⑦	☐	定住者	在留期間 (満了日)	(西暦) 年 月 日		
			日本国に永住する 意思の有無	☐ はい（あり） ☐ いいえ（なし）		
⑧	☐	家族滞在	在留期間 (満了日)	(西暦) 年 月 日		
			日本国の小学校の 卒業の有無等	☐ 卒業した ☐ 卒業していない		
				小学校名		
				所在地 (都道府県)		都・道 府・県
			日本国の中学校の 卒業の有無等	☐ 卒業した ☐ 卒業していない		
				中学校名		
				所在地 (都道府県)		都・道 府・県
				日本国で就労する 意思の有無	☐ はい（あり） ☐ いいえ（なし）	

【2. 生徒の国籍・在留資格・在留期間等について②】

（生徒の日本国籍の有無・在留資格・在留期間等を確認するため、次の①～⑤のいずれかの□にレ印を付けてください。）

生徒本人の日本国籍の有無の確認のため、以下のとおり申請します。

①	☐	「個人番号カードの写し(コピー)」を添付します。
②	☐	「住民票の写し(市町村の発行したもの。原本。コピー不可。)」を添付します。 国籍が「日本国以外」の生徒：国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの。
③	☐	「特別永住者証明書の写し(コピー)」を添付します。
④	☐	「在留カードの写し(コピー)」を添付します。
⑤	☐	①～④のいずれの書類も添付しません。 国籍が「日本国」の生徒：日本国内に住所を有したことがなかったり、個人番号の指定を受けていなかったりする場合など。 国籍が「日本国以外」の生徒：就学支援金は支給されません。

（生徒の国籍が「日本国以外」であって、在留資格が「家族滞在」の場合、日本の小学校及び中学校を卒業したことを証明する書類について、次の⑥、⑦のいずれにも□にレ印を付けて申請してください。）

⑥	☐	「日本国の小学校の卒業証書の写し又は卒業証明書」を添付します。
⑦	☐	「日本国の中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書」を添付します。

【3. 確認事項】（次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。）

☐ 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 年 月 日（学校において記入。）

高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、その授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、自らの希望に応じた教育を受けることのできる環境を整備し、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は、次によって記入してください。

イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。

ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合は、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。

ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。

ニ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）並びに専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②令和8年4月1日以後に国籍・在留資格等の要件を満たさないことにより受給資格を有しない者が休学していた期間、③平成26年4月1日から令和8年3月31日までに所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、④平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、⑤平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。

ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄は、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校」、「⑭特定教育施設」の別を記入してください。

【2. 生徒の国籍・在留資格・在留期間等について】の欄は、次によって記入してください。

イ 生徒の在留資格が「家族滞在」である場合において、「小学校」は、「日本の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」をいい、「中学校」は、「日本の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」をいいます。

ロ 生徒の在留資格が「家族滞在」である場合において、「日本国で就労する意思の有無」は、「高等学校等の卒業又は修了後、就労して引き続き日本国に在留する意思」を問うものですが、高等学校等の卒業又は修了後、直ちに就労するものに限りません。

留意事項

- イ 「個人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。
- ロ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。
- ハ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）
- ニ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ホ 国籍が「日本国以外」の生徒であって、申請時点で在留期間が経過していても、在留期間の延長申請を既に行っている場合（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第20条第6項の規定による「特例期間」に当たる場合）には、申請は可能ですが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。
なお、特別永住者又は永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。
- ヘ 支給対象とならない在留資格の生徒が、「永住者」又は「定住者」への在留資格変更許可申請中の場合は、申請できません。
- ト 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。
- チ 受給資格の認定後、申請者の国籍等に記載する内容に変更があった場合には、速やかに、届け出てください。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

年 月 日

殿

高校生等・新修学支援金 申請意向及び同意について

（１）高校生等・新修学支援金（以下「新修学支援金」と言います。）申請の意向について
（次の□にレ印を付けてください。）

- 高等学校等就学支援金の申請の結果、不認定となった場合は、新修学支援金への申請を希望します。

（２）新修学支援金受給資格認定申請に係る同意事項
（次の事項を確認の上、全ての□にレ印を付けてください。）

- 新修学支援金の認定事務のため、私の高等学校等就学支援金の認定申請や受給状況に係る情報を利用することに同意します。
- 学校設置者が、私に支給される新修学支援金を代理受領することに同意します。
- 新修学支援金を授業料に充てるとともに、新修学支援金の支給に必要な事務手続きを学校設置者に委任することに同意します。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。）

ふりがな				
生徒の氏名	姓		名	
生徒の生年月日	年 月 日			
生徒の住所	〒			
	都道府県		市区町村	
生徒が在学する学校の名称				

学校受付日 年 月 日（学校において記入。）

年 月 日

殿

高校生等・新修学支援金 受給資格認定申請書

- ☐ 受給資格認定申請書（初回時）

高校生等・新修学支援金（以下「新修学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。

- ☐ 収入状況届出書（2回目以降）

既に受給資格認定を受けているため、新修学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

（上の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。）

（次の事項を必ず確認の上、両方の□にレ印を付けてください。）

- ☐ この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。

- ☐ この申請書又は届出書に虚偽の記載があった場合は、都道府県の求めに従いその全額を即時返還します。

【2. 生徒の国籍・在留資格・在留期間等について】

（次の該当する□にレ印を付けてください。）

(1) 生徒本人の国籍		
①	☐	日本国以外

（次の該当する□にレ印を付けてください。また、必要事項を記入ください。）

(2) 生徒本人の在留資格・在留期間等						
②	☐	定住者	在留期間 (満了日)	(西暦) 年 月 日		
			日本国に永住する 意思の有無	☐ はい (あり) ☐ いいえ (なし)		
③	☐	家族滞在	在留期間 (満了日)	(西暦) 年 月 日		
			日本国の小学校の 卒業の有無等	☐ 卒業した ☐ 卒業していない		
				小学校名		
				所在地 (都道府県)		都・道 府・県
			日本国の中学校の 卒業の有無等	☐ 卒業した ☐ 卒業していない		
				中学校名		
				所在地 (都道府県)		都・道 府・県
			日本国で就労する 意思の有無	☐ はい (あり) ☐ いいえ (なし)		
④	☐	特定活動	在留期間 (満了日)	(西暦) 年 月 日		
⑤	☐	留学	在留期間 (満了日)	(西暦) 年 月 日		
⑥	☐	その他	在留資格			
			在留期間 (満了日)	(西暦) 年 月 日		

（生徒の在留資格・在留期間等を確認するため、次の⑦～⑨のいずれかの□にレ印を付けてください。）

生徒本人の在留資格等の確認のため、以下のとおり申請します。		
⑦	☐	「住民票の写し(市町村の発行したもの。原本。コピー不可。)」を添付します。 国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの。
⑧	☐	「在留カードの写し(コピー)」を添付します。
⑨	☐	様式 I－1－3(就学支援金申請書用)を提出ずみのため、⑦・⑧のいずれの書類も添付しません。

【3. 保護者等の収入の状況について】

(1) 新修学支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの□にレ印を付けてください。)

☐	4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付)	☐	7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)
--------------------------	-----------------------	--------------------------	-------------------------

(2) 申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。
(次の①から⑧までのいずれかの□にレ印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。			
①	☐	親権者(両親)2名分 生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合	
②	☐	親権者1名分 (アからウまでの <u>いずれか</u> の□にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑧までのいずれかの□にレ印を付けてください。)	
		☐ ア	親権者の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
		☐ イ	親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合
	☐ ウ	・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等	
③	☐	未成年後見人 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)	
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(以下「主たる生計維持者」という)(両親等)2名 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合	
⑤	☐	主たる生計維持者1名分 (アからウまでの <u>いずれか</u> の□にレ印を付けてください。)	
		☐ ア	生徒が在学中に成人した場合で、両親の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
		☐ イ	主たる生計維持者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合
	☐ ウ	・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等	
⑥	☐	生徒本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 ・未成年であるが、市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等	
(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。			
⑦	☐	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等)であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合	
⑧	☐	親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合	

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄 (⑦又は⑧の□にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

記入上の注意

【1. 高等学校等の在学期間について】の欄は、次によって記入してください。

イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。

ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合は、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。

ハ これまでに、高等学校等就学支援金（以下、「就学支援金」という。）や新修学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。

ニ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）並びに専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②令和8年4月1日以後に国籍・在留資格等の要件を満たさないことにより受給資格を有しない者が休学していた期間、③平成26年4月1日から令和8年3月31日までに所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、④平成22年4月1日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第1条第1項第2号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第3号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、⑤平成26年4月1日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。

ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄は、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（1～3学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校」、「⑭特定教育施設」の別を記入してください。

【2. 生徒の国籍・在留資格・在留期間等について】の欄は、次によって記入してください。

イ 生徒の在留資格が「家族滞在」である場合において、「小学校」は、「日本の小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」をいい、「中学校」は、「日本の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部」をいいます。

ロ 生徒の在留資格が「家族滞在」である場合において、「日本国で就労する意思の有無」は、「高等学校等の卒業又は修了後、就労して引き続き日本国に在留する意思」を問うものですが、高等学校等の卒業又は修了後、直ちに就労するものに限りません。

【3. 保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 課税証明書等は通常毎年6月中に発行されるため、4～6月の支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの）を添付し、7月～翌年3月については、今年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの）を添付してください。なお、7月以降に課税証明書等を添付し、支給要件を満たすことが確認された生徒は、原則として、翌年6月まで支給を受けることができます。

- ロ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
- ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - ③法人である未成年後見人
 - ④民法第857条の2第2項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ハ 【3. 保護者等の収入の状況について】（2）②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
- （2）②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の課税証明書等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、（2）⑤から⑦までのいずれかに該当するものを選択してください。
- また、共同親権であるため親権者は2名だが、親権者の一方に就学に要する経費の負担を求めることが困難と思われる場合は、学校の所在地である都道府県に御相談ください。
- ニ 【3. 保護者等の収入の状況について】（2）①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。
- ホ 【3. 保護者等の収入の状況について】（2）⑤イ、ウ又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生計を維持する者の扶養誓約書等）を添付してください。
- （注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

- イ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。
- ロ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、新修学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）
- ハ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ニ 国籍が「日本国以外」の生徒であって、申請時点で在留期間が経過していても、在留期間の延長申請を既に行っている場合（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第20条第6項の規定による「特例期間」に当たる場合）には、申請は可能ですが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。
- ホ 支給対象とならない在留資格「留学」の生徒が、対象となるその他の在留資格への在留資格変更許可申請中の場合は、申請できません。
- ヘ 受給資格の認定後、申請者の在留資格等に記載する内容に変更があった場合には、速やかに、届け出てください。
- ト 申請にあたっては、原則として、市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額が記載されている課税証明書等の書類が必要です。これらが記載されていない課税証明書等を添付して申請書等が提出され、手続きの途中で不備があることが判明した場合、新修学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。

チ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、都道府県が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、市町村から発出される納税通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得額等の変更が発覚した場合、新修学支援金の返納等が発生する可能性があります。

リ 正当な理由がなく都道府県が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、新修学支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。

ヌ 保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、新修学支援金の加算支給はされません。